大村入国管理センターに聞く 一被収容者の実態に関するインタビュー調査

坂 東 雄 介 安 藤 由香里 小坂田 裕 子

I. はじめに

本稿は、大村入国管理センターに対して行ったインタビュー調査の報告である。 既に報道もされたように、2019年6月24日に、大村入国管理センターの収容施設内でナイジェリア人男性が餓死する事件が起きた。この事件を機に、収容施設内の処遇について関心が高まっており、近年では、入管収容を規律する規範を明らかにする論考も公表されている¹⁾。しかし、収容の実態についての調査は乏しい。本稿は、大村入国管理センターへのインタビューを通じて、ケーススタディ的な観点から、被収容者の実態、被収容者が求めていることを明らかにするものである。なお、本稿の姉妹編として、被収容者支援の実態について調査した坂東雄介=安藤由香里=小坂田裕子「柚之原寛史牧師に聞く一被収容者支援の実態に関するインタビュー調査」商学討究71巻2・3号247頁(2020)

¹⁾ 例えば、法律時報92巻 2 号(2020)の「<小特集>国際人権法から入管収容を考える」に収録されている各論文(小坂田裕子「入管収容の現在」、北村泰三「入管収容における法の支配と国際人権法――ヨーロッパ諸国間における実践を中心に」、村上正直「入管収容と自由権規約」、安藤由香里「国際人権条約における入管収容とノン・ルフルマン原則」)のほか、児玉晃一「恣意的拘禁と入管収容」法学セミナー781号42頁(2020)、駒井知会「人間を壊す入管収容政策」法学セミナー781号40頁(2020)、阿部浩己「恣意的拘禁作業部会――身体の自由を守る国連の砦」法学セミナー781号16頁(2020)など。

がある。あわせてお読みいただければより深く被収容者の実態について理解が 深まると思われる。

大村入国管理センターに対するインタビューを行った日時は2019年12月9日,場所は長崎県大村市にある大村入国管理センター内である。インタビューを行った者は、安藤由香里、小坂田裕子、坂東雄介(順不同)である。質問者については区別していない。インタビューに応じていただいたのは、総務課総務係長(A)、企画管理・執行部門統括入国警備官(B)、処遇部門統括入国警備官(C)の計3名である。

※本研究は、JSPS科研費(基盤研究(C)・研究課題/領域番号19K01292・研究課題「入管収容における必要最小限性・適切処遇の検討―国内法と国際人権法の共同」・代表 坂東雄介, 研究分担者 小坂田裕子) による助成を受けたものである。

Ⅱ. 大村入国管理センターに聞く

1. 入国管理センターの組織・業務内容

――入国管理センターと言っても多様なお仕事があると思います。外国人に対して直接接する部署もあればそうでもない部署もあると思います。まず、普段はどのようなお仕事をしているのか、具体的に教えてください。

A:全体の組織としては、出入国在留管理庁は法務省の外局ということになります。2019年4月1日に入国管理「局」から「庁」に昇格して名称変更されました。出入国在留管理庁の下に各地方の出入国在留管理局とセンターがあります。これは、それぞれが独立した組織です。そして、センターには大村入国管理センターと東日本入国管理センターがあります。大村入国管理センターはここ長崎県大村市、東日本入国管理センターは茨城県牛久市にあります。

――どのような組織図の中、大村入国管理センターにはどのような部署や課が あって、それぞれどのようなお仕事をしているのですか。現在の職員数はどれく らいでしょうか。全体の業務量を考えて、組織全体では職員数は足りていますか。 A: 当大村入国管理センターの組織としましては、総務課、会計課、診療室、 企画管理・執行部門、処遇部門から成り立っています。現在の職員数は各課・ 室・部門を合わせて合計63名です。職員には男性もいれば女性もいます。

全体の業務量と職員の数に関しましては、決して十分と言えるような数ではないとは思います。63名というのは総務課などの事務職員も含めて63名ということになります。企画管理・執行部門が送還業務を行っているのですが、そのときにかなりの人員が割かれます。被収容者を病院に連れて行くときも職員が付き添わなければならないため、そういったところでも人員が割かれて、余裕があるという状態ではないです。必要に応じて他の地方出入国在留管理局から応援者の派遣を受けることがあります。これは短期の場合もあれば中長期の場合もあります。このような応援を受けて業務を遂行しています。それでも人手は全体的に足りていないので実際に超過勤務をすることも多いです。

当然ですが、処遇部門では24時間ずっと見張りをしていなければなりません。 交替でしていますので、1人が24時間しているわけではありませんし、休憩時間もあるのですが、何か異状があれば休憩時間なしで動かないといけません。 企画管理・執行部門は送還を担当しているのですが、送還の際には実際にずっ と付き添っている必要があります。場合によっては何十時間も送還対象者と一 緒にいる可能性もあり、決して楽な仕事ではありません。

――以前、出入国在留管理庁になってから予算が増えたとお伺いしましたが。 A:確かに、最近は観光客が増加したということで、入国審査官は増員されるようになりました。短時間で審査しなければならないのである程度業務量に見合った職員数が配置されるようになったと思います。ですが入国警備官はあまり増えていません。

入国審査官は行政職採用された人の配属先の1つです。現在,私は総務課に 行政職として勤務していますが、別な場所に行けば入国審査官になることがあ ります。ですが、私が見張りなどを行なうことはありません。見張りなどの処 遇部門を担当する入国警備官は公安職になります。

――各地方の出入国在留管理局と入国管理センターの関係について教えて下さい。

C:まず、入管法52条3項では、入国警備官は、退去強制を受ける者に退去強制令書を示し、速やかに送還しなければならないと定めています。この条文を念頭に置きながら、被収容者の状況と収容施設の状況を総合的に判断し、各地方の出入国在留管理局から入国管理センターへの移送を決定しています。全員が全員、長期だからといって入国管理センターに来るというわけではありません。ただ、入国管理センターが比較的長期間収容されている者を受け入れていることは事実です。

――東日本入国管理センターと大村入国管理センターに区別している基準はありますか。例えば、関西の人は大村に収容しているのでしょうか。

A:基本的にはそのような管轄による区別はありません。例えば、東京にいる方、極端なことを言えば北海道に住んでいる方であっても大村に収容することはあります。ただ、大村は当然、交通の便もあまり良くないので、大抵は近くて便利な方に収容します。東日本入国管理センターは茨城県にありますので、そちらに行く場合が多いですが、東日本入国管理センターがどうしても引き受けるのが難しいという場合には、大村入国管理センターに送られます。これは、各地方の出入国在留管理局と入国管理センターで被収容者や施設の状況を踏まえて受け入れるかどうかを判断しています。

――収容施設では送還忌避者について異なる取扱いをしていますか。

C: 基本的には異なる取扱いは行ってはおりません。送還忌避者であっても帰国を希望する者であっても変わらないです。実際のところ、早期帰国を希望する方がほとんどなので、各地方の出入国在留管理局に収容されている段階で帰国する場合が多く、違反者全体から見ると当所に収容される割合は少ないです。早期出国の目途が立たず収容が比較的長期化している違反者を収容するのが入国管理センターの役割ですので、こちらに収容されている人は送還忌避者が多いのは事実です。 ——送還忌避者について送還先との交渉はどのように行っているのでしょうか。 B: 送還は担当部署の職員が一次的には大使館・領事館の担当者と話をします。そこでスムーズに話がまとまらなかったら、上級庁に相談し、本庁がまとめて交渉に行くことがあります。 以前報道にもありましたが、送還が難しい国としてイランがあります。多くの国からは基本的に協力しますという姿勢はいただいていますが、中には年単位でしか旅券を発給しない国があるのも事実です。被収容者本人の身分確認が難しいのか、それとも本国の問題なのか、詳しい事情はわかりません。ただ、それらの国について今も交渉が続いており、交渉に支障を来たすおそれがあるので詳しいことは言えません。

――自由権規約委員会から出されている勧告についてはどのように受け止めているのでしょうか。

A:自由権規約委員会から収容に関する勧告が出されていることは承知しています。退去強制令書の下で強制送還の命令が出されている以上は、基本的にはそれに従わなければなりません。それにも関わらず送還を忌避している者に対しては、在留活動の禁止及び円滑な送還を実現するという観点から基本的には収容せざるを得ません。速やかに帰国すれば長期収容の問題は元々生じないことにはなると考えております。病気の治療など、人道的な観点から必要がある場合には仮放免を弾力的に運用して対応しています。仮放免は所長・主任審査官が判断します(入管法54条)が、基本的には出入国在留管理庁としての考え方の下で判断しています。

被収容者の中には薬物などの刑罰法令に違反したことによって退去強制令書が出された者もいます。このような特に重大な罪を犯しているような者に対して仮放免をすることは社会にとっても好ましくない影響を与えるおそれがあるので、仮放免を認めることは基本的にはありません。速やかな送還に努めることによって長期収容を解消するというのが当局の基本的な考え方になります。 ――仮放免の際に保証金が必要となりますが、それはどのように決めているのでしょうか。保証金が工面できないときはどのような対応をしていますか。 A: 先程お話しましたように、仮放免を認めるかどうかは所長が判断します。 そのときに保証金を決定しますが、本人の状況と申請された書類などから総合的に勘案して保証金の額を決めています。例えば、被収容者から「私、5万円しか持っていませんよ」と言われたとしても、それだけをもって保証金を決め るわけではありません。

保証金の金額は法律では300万円以下と決まっていますが、実際に100万円を超えることはそれほど多くはないです。被収容者は今まで色んな経緯で収容されているわけですから、その事情によっては保証金を上げるときもあります。それぞれの個別の事情を総合的に判断しています。

仮放免が認められたとしても被収容者が保証金を用意できないことになれば、準備が整うまで少し待つこともあります。しかし、その準備が長期間かかることもありますし、どうしても用意できないことになれば最終的には仮放免を認めない結果になる場合もあります。

2. 被収容者の状況

- ――現在の被収容者の人数を教えてください。またその内訳も教えてください。 C: 大村入国管理センターの被収容者の定員は708人ですが、2019年11月末現 在の被収容者の人数は74人です。全員男性です。女性は1人もいません。
- ――男性しか収容しない仕組みになっているのですか。
- C:いつからなのかは明確ではありませんが、10年以上前からそのような運用になっています。
- ――収容施設の広さはどれくらいでしょうか。
- C: 1部屋の定員は10人, 実質的な広さは14-15畳程度です。先程申し上げましたように定員708人のところ, 現在大村に収容されているのは74人ですので, 収容施設全てを使っているわけではありません。1部屋には3, 4人収容しています。A: 各地方の出入国在留管理局, 例えば東京, 大阪, 名古屋にも収容施設がある程度充実しておりまして, そちらにも収容されています。
- ――被収容者の国籍, 年代別, 収容期間の内訳はどのようになっているのでしょうか。
- C: 2019年11月末現在, 一番多いのはスリランカで11人です。ブラジル9人, イラン8人, ペルー8人, ベトナム7人, ネパール6人, ナイジェリア5人などです。 年代別の内訳ですと. これも2019年11月末現在の数字ですが. 20代8人. 30

代27人、40代18人、50代16人、60代5人います。最高齢は69歳です。

次に収容期間の話に移ります。当センターに収容されている人は、退去強制 令書が発付され、退去強制することが決まっている人です。その退去強制令書 が発付されてからの収容期間について言いますと、6カ月未満が7人、6カ月 から1年未満が6人. 1年から2年未満が27人. 2年から3年未満が21人. 3 年から4年未満が7人、4年から5年未満が5人、5年以上が1人、これで合 計74人になります。収容期間が最長の者は、現在では7年2カ月です。

6月未満の被収容者について内訳を細かく言いますと、1カ月未満が5人、 1カ月から3カ月未満が1人、3カ月以上6カ月未満が1人です。

――被収容者の収容理由別の内訳も教えて下さい。

C: どのような理由で収容されているかと言いますと、一番多いのは不法残留 でして52人います。次は薬物関係の違反者が14人、刑罰法令で1年を超える実 刑を受けた者が13人、不法入国者が11人です。不法入国者の典型例としては偽 造パスポートなどを用いて入国したような場合です。だいたいどの時期でも多 いのはこの4類型です。その他の者が7人となっています。その他の者とは. 不法上陸、資格外活動などです。

ただ、1人が複数の退去強制事由に該当することがあり、合計すると現在の 収容人数を超える点にご注意下さい。例えば、不法残留をしつつ、その期間中 に薬物違反もしくは1年を超える実刑に処せられたような場合があります。

――それでは、1年以上の収容されている者につき、難民認定申請をした者、 行政訴訟を提起している者の内訳を教えて下さい。

C:収容期間が1年以上の長期被収容者のうち、難民認定申請中の者は、2019 年11月末現在35人です。国籍の内訳については統計を取っていません。そして、 行政訴訟中の者は11人います。

――それでは被収容者の1日の大体の流れを教えてください。

C:まず、施設の状況について説明します。消灯時間は22時から翌日7時まで となります。収容される部屋は9時から16時45分までは開放していますが、そ の時間帯以外は施錠しています。開放時間中の決められた時間には運動場に行

くことができます。日によって異なりますが、基本的に被収容者は1日2時間30分ほど、午前か午後に運動場で身体を動かすことができるようになっています。午前中は9時から11時30分まで、午後は13時から15時30分まで開放しています。希望者にはサッカーボールやバスケットボールを貸与しています。

次に、被収容者は朝7時に起床の時間になります。朝食を7時30分頃に配っています。大体パンを配ることが多いです。それにミルクなどの飲み物や果物が付いてきます。昼食は10時30分頃に配っていますが、食べる時間は本人に任せています。夕食は15時30分頃に配っています。先程お話しましたように、16時45分には部屋に戻らなければならないので、その前に受け取る必要があります。お弁当を受け取ってすぐに食べる人もいれば、部屋が閉まってからゆっくり食べる人もいます。

一食事について詳細を教えて下さい。

A: 食事はお弁当屋さんが運んでくるのではなく、大村入国管理センター内に ある厨房施設で作っています。朝食で配布されるパンは外で買ってきています が、昼食、夕食はこの施設内で作っています。

C: 実際に毎日こちらに詰めているかどうかは別として、栄養士さんの指導の下、1日当たり2,200kcal以上3,000kcal以下を目安にカロリーも計算して献立を考えています。

例えば、運動した後で、もっと食べたいという人がいた場合、自費で購入するか、差し入れも可能なものは認めています。基本的には生ものなどは受け付けていません。冷蔵庫に保管しないといけないもの以外で、常温で保存できるものは購入、差入れは可能です。カップラーメンは本人が買うことが多いです。 ——施設内に売店があるのですか。

C: 週に2回、被収容者から購入の申出を聞く機会を設けています。そのとき に、購入物品リストにあるものを購入する機会があります。そのリストの中に は例えばお菓子などがあります。

――被収容者の生活について教えて下さい。

C:被収容者の生活は人によってばらばらです。部屋の中にあるテレビを見て

過ごす人が多いかな。CDプレーヤーを持っている者はヘッドホンをつけて音楽を聴いています。あとは読書です。寝ている者もいます。今は1部屋に大体、3、4人ぐらいしかおらず、長く付き合っていれば話すこともだんだんなくなってくるのでテレビ中心の生活になっている印象があります。

人間ですので当然喧嘩もあります。例えば、テレビのチャンネル争いなどが 原因ですね。同じ部屋にいる者が同じ番組を見たいわけではありません。トラ ブルがあったときでも被収容者の部屋を変えることはせず、仲良くするように 指導しています。

あとはトランプゲームをしている途中に起きたトラブル、部屋の中にある洗面器の使用の仕方をめぐって口喧嘩をするなど、本当に些細なことで喧嘩に発展します。運動場でサッカーをしているときにエキサイトして誤って脚を蹴ってしまったことから喧嘩に発展することもあります。ひょっとしたら狙ってやってるのではないか?と被収容者はかなり興奮するに至ることもあります。このようなトラブルがあれば、職員がすぐに仲裁して、もし怪我をしていれば治療をしなければなりません。仲良くするようにと説得していますが、実際に解決するかどうかは本人次第です。

――暴力沙汰に発展したときは懲罰室に送るのですか。

C: 私どもの施設に懲罰室はありません。懲罰規定は存在せず、代わりに隔離 収容規定があります。隔離は、一時的に他の被収容者から離して、隔離用の部 屋に収容することです。被収容者同士での喧嘩が発展して、暴力沙汰になるこ ともあり、実際に過去には警察が来て被収容者を逮捕したこともあります。そ のような暴力沙汰になったときは隔離します。

――自傷行為対策としてはどのようなことをしているのでしょうか。

C: 基本的に、ひも類、ベルトなどの持ち込みを認めていません。昔、レジ袋でひもを作って首を吊ったことがありましたので今はレジ袋も使わないようにして紙袋で代用しています。シャワー室で首を吊るという事件もあったので、これを防止するため、人の首がかかるぐらいの重さになるとすぐに壊れるような特殊なシャワーを用意しています。

――被収容者が外部と通信する手段について教えて下さい。

C: 公衆電話を用意しています。娯楽室に公衆電話があるので、部屋を解錠した後ならば使うことができます。

施錠後、17時から21時45分頃まで、無線で通信できる電話を渡しています。これは部屋の中で使用することができます。1台ずつ順番に各部屋に回します。5部屋で1セットなので、1部屋だいたい1時間弱くらい使用できます。A:電話をかける際に電話カードを購入し、かける前に番号を入力する方式のものを導入しています。KDDIでカードを買って、そこに書かれてある番号を打ち込んで使う方式です。料金はかける場所によってばらばらですね。海外にかける人もいます。

――自分のスマートフォンなどを使用して家族と連絡を取りたいという要望はありませんか。

C:ここへ来る時点で既に諦めていると思います。ただ、地方局で摘発されたばかりの人は例えばLINEを使えないのかと聞いてくることは多いです。本人としても使いたい気持ちがあるのでしょうが収容施設内では使えません。大村に移送される前の段階で既に説明されているので、そのような要望はありません。

――被収容者向けの施設はどのようなものがありますか。

C: 居室の中にはテレビが付いています。共用スペースにはジュースの自動販売機もあります。娯楽室には本棚があり、そこには被収容者が購入したり、外部の人が差し入れたりした本などが入っています。本棚には雑誌も多いです。

先程申し上げましたように食料品の購入は週に2回できますが、本や雑誌の購入はそれとは違いまして週に1回です。本・雑誌の購入リストというものは作成していないので、個別の希望に応じ購入します。購入されている本・雑誌を見ていると漫画も多いですね。一般的な本・雑誌はある程度対応可能ですが、そうではない本・雑誌は購入に少し時間がかかります。新聞を毎日購入することは対応していません。ただ、送られてくるのはたまに見かけます。

――被収容者の娯楽についてはどのようになっているのでしょうか。

C: まずは先程もお話したテレビですね。運動場や卓球台もあります。筋トレ

道具も置いています。この施設は健康管理が優先されるので、お酒も煙草も禁止されています。ただ、煙草の禁止は2年くらい前に始まりました。お酒は当初から禁止されています。

――被収容者の私物はどのように管理しているのでしょうか。

C: 基本的には部屋の中で使う日用品や衣類などの持ち込みは認めていますが、必要のないもの、危険なものは事前に預かって倉庫で管理しています。

――必要かどうかはどのように判断しているのでしょうか。

C: 例えば、衣類一つでも夏物と冬物がありますよね。例えば、真冬の時期には夏物は不要になるので、そういうのは預けてもらいます。携帯電話も預けてもらってます。ただ、日本のお金は預かっていません。自分自身で管理してもらっています。

――被収容者と職員の関係について教えて下さい。

C: 処遇部門の者は基本的に常駐していますので普段から本人と話をして動静を 把握しています。そこが一番の基本線になりますね。悩み事があれば相談に乗っ てあげています。被収容者の多くが収容期間が長いので、その分、それぞれの 事情も処遇部門の職員であればほとんど把握しています。当センターは刑務所 と違って日々の作業があるわけではありませんので、被収容者にも時間はあり ます。その分、被収容者とたくさんコミュニケーションを取ることができます。

――被収容者から反抗的な態度を取られたことはありますか。

C:ありますね。職員が出した指示に反抗して言うことを聞かないとか,16時45分までに部屋に戻らなければならない決まりですが戻らないなどがあります。抵抗してきた場合、口頭で説得するようにしています。ただ、どうしても言うことを聞いてくれない場合は、実力を持って制止行為など実際の有形力の行使をして問題を解決することもあります。職務執行反抗的と判断した場合には隔離することもあります。

――被収容者からはどのような要望がありますか。

C: 被収容者からは色んな要望が出されます。部屋を変えてくれ、買える食べ物を増やしてくれなどですね。例えば、チーズが食べたいからチーズを買える

ようにしてくれないか、夏の時期ですとアイスクリームを食べたいなどです。 あとはテレビですね。サッカーのワールドカップの時期、試合を全部見たいと いう要望は出ます。今はタブレットなどでサッカー中継を配信している有料 サービスがありますが、当所としては認めることは難しいです。

――被収容者からの要望はどのように聞いているのでしょうか。

C: 意見箱に入っている場合もありますが、職員に直接言うことが多いです。 診療を受けたい、欲しいものがあるなど直接言ってきます。

3. 被収容者に対する配慮

――被収容者に対する配慮として、プライバシー保護はどのような方策を用意 しているのでしょうか。

C: 基本的にこのような施設は、逃走、自損行為、自殺行為などを防止するため、 完全にプライバシーを保護するということはできません。事故防止・逃走防止 を最優先に考えています。例えば、トイレの壁の一部もガラスになっていて、 基本的には、誰かが入っていることは外から見ても分かるようになっています。 ただ、ガラスは完全な透明ではなく、すりガラスにしております。人がいるの は分かるが、誰が入っているのかまでは見えないようになっています。

見張り室のすぐ隣にシャワー室がありまして、入口のところにカーテンを付けています。それでも何かあったら私たちはすぐに気付いて飛んでいかなければなりません。

また、外壁にもすりガラスなどを設置して外からも施設内を見えないようになっています。被収容者から外の景色を見たいと言われることもあるのですが、 被収容者のプライバシー保護の観点からも認めていません。

――被収容者の配置を判断するときに国籍や人種、民族などは配慮しているのでしょうか。

C:最初の段階では当然そのようなことを考えて、トラブルが起こらないよう に配置を決めています。同じ国籍の人同士を同じ部屋に入れたりすることはあ ります。ただ、これは常にそうとは言えないです。例えば、イスラエルとアラ ブ国家みたいに仲が悪い国同士もありますし、国民性もあるので、そのへんは 状況をよく見て臨機応変に考えています。ただ、基本的には一緒に生活しても らうことにしています。

――宗教上の配慮はどのようになっているのでしょうか。

C: 1カ月に1回, キリスト教の牧師さんに来てもらって, 参加希望者を募って礼拝をしています。1時間程度です。

イスラム教の方はメッカの方向に向かって定期的に礼拝しなければならないのですが、これは居室で行ってもらっています。必要な祈祷用具、絨毯などは、特別に使用を認めています。ラマダンの月は食事の支給時間もずらしています。朝食は日が昇る前に食べなければならないので前日の夜に支給をしています。昼食、夕食は日が沈んでから食べています。ただ、イスラム教徒だけを一部屋にまとめて配置などはしていません。

宗教によっては、例えば豚肉が食べられないなどの禁忌食材がありますから、この点は常に配慮して豚肉を抜いた食事を提供するなどの対応をしています。 食事の種類自体は2019年11月末時点で約30種類あります。宗教だけでなく、アレルギーも考慮します。

A: 食習慣による違いもあります。食べたことがない食材、食べ慣れていない食材というものはありますので、それぞれに対応する必要があるので色んな組み合わせが可能な、数多くの種類の食事を提供しています。

例えば、朝食で牛乳を支給するときに、牛乳を飲むとお腹の調子が悪くなる人にはりんごジュースを支給するなどです。豚肉を抜いたものが欲しい,魚肉を抜いたものが欲しいなどの要望に対応して組み合わせでいくと合計30種類ほどの食事になりました。

――被収容者の性的指向には配慮をしているのでしょうか。

C:LGBT,性的少数者の人はまずは本人の意向を聞きます。例えば、皆と一緒の部屋がいいのか、それとも同部屋は嫌なのかなどの意向を聞きながら対処しています。ただ、人数が少ないため実例はほとんどありません。

4. 医療体制

――被収容者に対する医療体制はどのようになっているのでしょうか。

A:一般診療は、現在は、基本的には週4日、午前中9時から12時まで非常勤による医師が行っております。レントゲン室がありますので、レントゲン撮影もできるようになっています。内科は1人の方が担当されています。外科は何名かが交代で担当されていまして、合計延べ6-7名でしょうか。内科、外科の診療日がそれぞれ2日ずつとなっています。

それとは別に歯科医師も週1回来て午前中に診療してもらっています。2018年12月から精神科医も月1回,午前中だけですが診察を行っています。どうしても定期的に通わないといけないような場合,外部の医療機関にも協力を得ながら対応しているところです。

あとは看護師が常勤,非常勤あわせて3人います。常勤の看護師だけでは今の業務量には対処できないので非常勤を雇っています。看護師は平日朝8時30分から17時15分まで勤務しております。

医師不在の時間帯は多くありますが、被収容者の症状によっては外部の医療 機関を受診させたりするなどの対応を行っています。最寄りの総合病院があり ますので、そこに相談して、こういう症状なので連れて行っても良いかどうか 確認した上で連れていきます。

2019年から出入国在留管理庁になったので全体的な予算も増えているのですが、これまで予算不足という理由で病院に連れていけなかったことはありません。命に関わることなので最優先に考えています。

また、常勤医師の募集については県の医師会や長崎の大学病院などと相談しています。さらに上級庁を通じて日本医師会にも協力の申入れをしているのですが、どこも医師不足でして、手を挙げてくれる方が今のところ見つかっていません。常勤の医師であれば午前だけでなく午後も診察していただけますし、週に4日ではなく月曜から金曜まで平日は毎日対応できるようになり、緊急事態にも対処できるようになるのですが。

大村入国管理センターだけの話でありませんが、大都市とは違って長崎県に

大村入国管理センターに聞く ―被収容者の実態に関するインタビュー調査

は医師の数もあまり多くないことに加え、長崎県は離島も多いので僻地医療にも対応しなければならず、特に医師不足に元々陥りやすいと聞いています。

医師の待遇改善, 例えば給料などの条件を上げることなども考えられます。 ただ, これは公務員である以上仕方のない話ですが, 当センターだけで決められる話ではありません。

5. 死亡事件とハンガーストライキ

――2019年6月に大村入国管理センターでナイジェリア人男性がハンガーストライキを行った結果死亡した事件が起きましたが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

A:10月に本庁から調査結果が公表されています。その死亡事件及び調査結果の内容については様々な評価があるかと思います。それらに関しましては当センターがお話できることではありませんが、当センターで被収容者が亡くなったという事実は当然重く受け止めています。今後、同様の事案が決して発生しないように適正な処遇に務めているというのが現状になります。ハンガーストライキによる死亡事件に対しては強制治療を行って解決すれば良かったのではないか、とご意見はあるかもしれませんが、医師の勤務状況や、本人が治療に応じない場合に医療倫理の観点から、なかなか強制的な治療は難しいというのも事実です。治療を受けなさい、食事をしなさいという説得は当然現場では日頃から行っています。

死亡事件が発生してからは、現場から上がってくる報告態勢の整備、幹部を含めた各担当の間で情報共有を一層に密にしているほか、ハンガーストライキの早期終了に向けて、説得やカウンセリング、精神科医師の診察を行うなどの対応をしています。ハンガーストライキをしている者の動静監視は一層、確認を重視するようになりました。

また,死亡事件に実際に対応した職員に対しては職場の通常行われるストレスチェックとは別に,別途カウンセリングを行わなければならないという話にもなっています。ただ,被収容者に対するような定期的なカウンセリングとい

うものには至っておりません。もともと仕事は大変なことが多いので実現は難 しいかなと思います。

――ハンガーストライキを行った結果体調が悪化し、仮放免を出すということ はあり得るのでしょうか。

A:ハンガーストライキをしたから仮放免ということではなく、ハンガーストライキをして体調不良になり、回復に相当時間がかかるという状態になれば仮放免を認めざるを得ない場合はあります。ただ、このような事態になったとしても常に仮放免しますということにはならないです。

――大村の死亡事件以降に仮放免者数に変化はありましたか。

C: 仮放免者数が増加しているのは事実です。これは実際にハンガーストライキ 自体が全国的に問題になってきた頃とほぼ同じ時期です。それがあるので、死 亡事件があってから増えたと言われることがありますが、運用自体を変えてい るわけではありません。個別の事情に応じて仮放免という結果を出しています。

――被収容者に対する支援者とはどのような関係なのでしょうか。

A:支援活動の内容に関しましては、こちらから言える立場ではございません。 支援者には様々な方がいます。弁護士さんもいれば、1年に1回、定期的に当 センターと意見交換を行っている団体もありますし、実際に当センターまで来 られて意見書などの書類を提出される方もいます。その場合は当然、所長まで 伝達をするようにしております。

支援者は長崎県内の方がやはり多く,面会,差入れ,仮放免の保証金の手続などの援助をされています。他の地域から大村まで来られて,こちらに移送された被収容者に面会される方や,様々な紹介を経て大村にいらっしゃる方もいます。

――意見交換の結果、何か変化があったことはありますか。

A: 意見交換のその結果によって直接変化することはなかなか難しいのですが、支援者の方は被収容者本人から直接話を聞いていますので、当センターの職員が知り得ないことも見聞きしていることもあります。そのような場合は真摯にお話を聞き対応しなければならないと思っています。